

ARIBの動き

第73回規格会議が開催される

平成21年3月18日に第73回規格会議を東海大学校友会館（霞が関ビル）において開催しました。

今回は、次に掲げる標準規格の改定<sup>8</sup>件及び技術資料の改定<sup>3</sup>件について審議され、すべて提案のとおり承認されました。

1 IMT-2000 DS-CDMA and TDD-CDMA System 標準規格及び技術資料の改定について

2 IMT-2000 MC-CDMA System 標準規格及び技術資料の改定について

3 OFDMA Broadband Mobile Wireless Access System (WiMAX<sup>TM</sup> applied in Japan) 標準規格の改定について

4 OFDMA / TDMA TDD Broadband Wireless Access System (Next Generation PHS) 標準規格の改定について

5 特定ラジオマイクの陸上移動局の無線設備標準規格の改定について

6 デジタル簡易無線局の無線設備標準規格の改定について

7 地上デジタルテレビジョン放送用デジタルSTL/TTL伝送方式標準規格の改定について

8 デジタル放送におけるアクセス制御方式標準規格の改定について

9 アスペクト比16:9の画面におけるセーフティーゾーン技術資料の改定について



第73回規格会議の様子

今回の改定の概要は次のとおりです。

## 1 IMT-2000 DS-CDMA and TDD-CDMA System 標準規格及び技術資料

(ARIB STD-T63 Ver.7.20及びARIB TR-T12 Ver.7.20)

2008年12月開催の3GPP TSG第42回会合において承認されたリリース99、リリース4、リリース5、リリース6、リリース7及びリリース8の仕様の追加又は改定を本標準規格及び技術資料に反映しました。

改定のポイントとして、リリース8に追加された新規番号の技術資料仕様TS 36.101、TS 36.104、TS 36.113及びTS 36.124を追加しました。

仕様TS 36.101はE-UTRAの移動局、仕様TS 36.104はE-UTRAの基地局について最低限満たすべき無線性能を規定しています。

また、仕様TS 36.113はE-UTRAの基地局、仕様TS 36.124はE-UTRAの移動局について評価方法及びEMC測定機器構成について規定しています。

その他、リリース7及びリリース8を中心に、302件の仕様が追加・修正されていますが、今回は特に3GPP TSG第42回会合におけるリリース8凍結を受けて、E-UTRAの仕様として完備したものとしました。

## 2 IMT-2000 MC-CDMA System 標準規格及び技術資料

(ARIB STD-T64 Ver.4.80及びARIB TR-T13 Ver.4.80)

主に2008年7月～2008年12月に3GPP2が制定した仕様及び高度無線通信研究委員会配下の3GPP2対応WGの中に設置されたcdma2000小電力レピータ・アドホックにおいて策定した「cdma2000方式携帯電話用小電力レピータARIB標準規格(ARIB STD-T64-LPR v1.0)」を導入するために改定を行いました。

STD-T64の主な改定点は、バンドクラス仕様、信号適合性試験仕様、HDP (Highly Detectable Pilot) 仕様及び小電力レピータ仕様の追加並びにICカード仕様、OTA仕様の改定です。

TR-T13については、内容の改定はありませんが、STD-T64のバージョンにあわせてVer.4.80に改定しました。

## 3 OFDMA Broadband Mobile Wireless Access System (WiMAX™ applied in Japan)

ARIB STANDARD (ARIB STD-T94 Ver.1.4)

Ver.1.3に改定した後に提出されたIPR確認書の追記のための改定を行いました。

## 4 OFDMA / TDMA TDD Broadband Wireless Access System (Next Generation PHS)

ARIB STANDARD (ARIB STD-T95 Ver.1.2)

Ver.1.1に改定した後に提出されたIPR確認書の追記のための改定を行いました。

なお、第5項以降の改定の概要は、次号で紹介の予定です。

## 電気通信・放送行政の動き

電波法施行規則の一部を改正する省令案等に関わる  
電波監理審議会への諮問及び意見募集

Sバンドを用いる国内移動体衛星通信システムの高速化、800MHz帯空港無線電話(空

(平成21年3月11日総務省報道発表)

総務省は、Sバンドを用いる国内移動体衛星通信システムの高速度等を図るため、電波法施行規則の一部を改正する省令等を、電波監理審議会（会長：濱田純一(はまだじゅんいち) 東京大学副学長）に諮問しました。

つきましては、この省令案等及び関係する省令案等について、平成21年（2009年）3月12日（木）から同年4月10日（金）までの間、国民の皆様から広く意見を募集します。

## 1 改正の背景

- (1) Sバンドを用いる国内移動体衛星通信システムの高速度  
電子メール等での画像伝送などインターネット利用の利便性向上に対応するため、本年1月に、情報通信審議会から答申を受けた「Sバンドを用いる国内移動体衛星通信システムの高速度に関する技術的条件」に係る規定の整備を行うものです。
- (2) 800MHz帯空港無線電話通信（空港MCA）システムの廃止  
空港MCAは、平成2年から国内主要空港で導入開始しましたが、平成15年に、周波数利用効率及び利便性が高い400MHz帯デジタル空港MCAシステムを制度化し、空港MCAは、平成22年5月31日までを使用期限と規定していました。  
平成20年4月に、空港MCAシステムのサービスが終了したことから、今回、関係規定の廃止を行うものです。
- (3) 航空非常用周波数（121.5MHz）の聴守義務の見直し  
国際民間航空条約（ICAO条約）においては、長距離洋上及びELT（航空機用救命無線機）を装備しなければならない区域を飛行する場合、航空機に対して121.5MHzの周波数の電波の聴守を義務付けています。  
今般、ICAO条約等が改正され、ELTの装備要件として、特定の地域を飛行する場合に限らず、飛行機及び回転翼航空機は最低1台の装備が義務付けられたことから、航行中の義務航空機局に対して航空非常用周波数の聴守義務の範囲の見直しを行うものです。

## 2 改正の概要

- (1) 電波法施行規則（昭和25年電波監理委員会規則第14号）  
特定無線局の対象から空港無線電話通信を行う無線局等の無線設備を削除します。
- (2) 無線局運用規則（昭和25年電波監理委員会規則第17号）  
121.5MHzの電波の聴守義務範囲の見直しを行います。
- (3) Sバンドを用いる国内移動体衛星通信システムの高速度

ア Sバンドを用いる国内移動体衛星通信システムについて、送信速度を高速化した無線設備の導入を可能とするために、現在設定されている送信速度の上限を削除する等、技術的条件を改正します。

イ 空港無線電話通信を行う無線局等の無線設備の技術基準等に関する規定を削除します。

- (4) 特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則（昭和56年郵政省令第37号）

ア Sバンドを用いる国内移動体衛星通信システムについて、測定項目として、送信速度を削除します。

イ 空港無線電話を行う無線局を特定無線設備から削除します。

- (5) 周波数割当計画（平成20年総務省告示第714号）  
空港無線電話の制度廃止に伴い、周波数割当計画の一部変更を行います。

### 3 意見募集対象等

#### (1) 意見募集対象

ア 電波監理審議会に諮問した省令案等（新旧対照表）

(ア) 電波法施行規則の一部を改正する省令案

(イ) 無線局運用規則の一部を改正する省令案

(ウ) 無線設備規則の一部を改正する省令案

(エ) 特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則を改正する省令案

(オ) 周波数割当計画の一部を変更する告示案

イ その他関係する省令、告示及び訓令案（新旧対照表）

#### (2) 意見の募集期間

平成21年4月10日(金)午後5時(必着)(郵送については、同年4月10日(金)付けの消印まで有効とします。)

新旧対照表や意見公募要領は、下記の総務省ホームページを参照して下さい。

[http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/090311\\_11.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/090311_11.html)

なお、本案については、総務省のホームページ

(<http://www.soumu.go.jp>) の「報道資料」欄及び電子政府の総合窓口[e-Gov] (<http://www.e-gov.go.jp>) の「パブリックコメント」欄へ掲載するほか、連絡先にて配布します。

### 4 今後の予定

当該省令案等については、電波監理審議会から省令案等が適当とする旨の答

申を受けた場合においては、電波監理審議会の答申及び皆様から寄せられた御意見を踏まえ、速やかに公布・施行する予定です。

問い合わせ先	
省令案等（周波数割当計画を除く。）について	
連絡先	総合通信基盤局電波部衛星移動通信課
	(S帯移動衛星関係) 永田課長補佐、吉田衛星事業係長
	(空港MCA、運用規則関係) 佐渡山課長補佐、竹下航空係長
周波数割当計画について	
連絡先	総合通信基盤局電波部電波政策課 星周波数調整官、工藤第二計画係長

なお、電話番号等は総務省ホームページを参照して下さい。

[http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/090311\\_11.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/090311_11.html)

## 編集後記

今年も、桜（ソメイヨシノ）の季節となりました。3月16日発表のウェザーニューズの桜開花予報では、九州地区は既に開花しており、東京は3月25日ごろの開花になっています。昨年の東京の開花は22日で、平年は28日となっています。今年は、温暖化の影響で早まるかと思いましたが、そうでもないようです。桜の季節の話題と言えば、花見に加え、新年度を迎えての異動の話があります。今年の企画国際部は、かなりの人の異動が予定されているようで、心機一転、新装開店することになりそうです。今後とも宜しくお願い致します。

(敬天愛人)

[ページの先頭に戻る ▲](#)